

訪問看護ステーションよいかん春日井 重要事項説明書

1、事業者の概要

事業者名称	株式会社ボンドワイエム			
代表者	役職名	代表取締役	氏名	今泉洋平
所在地	住所：〒444-0008 岡崎市洞町字東前田 24 番地			
電話番号	TEL：0564-73-1877 FAX：0564-73-18778			

2、事業所の概要

事業所の名称	訪問看護ステーションよいかん春日井			
事業所番号	2362590412			
所在地	住所：〒487-0034 春日井市白山町5丁目5-6 ジョヴィアルⅢ 203号			
電話番号・FAX	TEL：0568-27-6908 FAX：0568-27-6909			
管理者名	二ノ宮 順子			
事業の実施地域	・春日井市・北名古屋市・小牧市・犬山市・尾張旭市・瀬戸市 ・名古屋市（守山区・北区）・岐阜県多治見市・可児市			

3、事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要支援、要介護状態になられた方々に対し、意思及び人格を尊重し、契約者(利用者)の立場に立った適切な訪問看護を提供することを目的とします。
事業の運営方針	① 支援・要介護状態にある者が可能な限りその在宅において、自立した日常生活を営むことができるようにサービスを提供します。 ② 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するように、療養上の目標を設定し、計画的にサービスを提供します。 ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供します。

4、事業所の職員体制

職種	常勤・非常勤	資格等
訪問看護師	2.5人以上(管理者1名を含む)	看護師、准看護師の免許を有するもの

5、営業日時

営業日	月曜日 ～ 日曜日	
営業時間	午前9時 ～ 午後6時	
緊急連絡方法	電話：0568-27-6908	営業時間外：070-1315-4584

6、サービスの内容

(1) 医師の指示に基づき、訪問看護（介護予防訪問看護）計画をたて、サービスを実施します。

①診療上の世話(清拭の援助、排泄の援助、食事の援助等) ②病状・障害の看護、医師への報告 ④ 医師の指示の元に行う診療の補助 ④リハビリテーション ⑤終末期・認知症の看護 ⑤ 療器具装着中の観察、管理、指導⑦ 家族支援(相談、助言等) ⑧療養生活や介護方法等の指導 ⑨他のサービス事業者等の連携、調整 ⑩在宅ホスピス ⑪その他
--

※医療処置に必要な衛生材料等は、かかりつけ医療機関からの支給、または自費購入でお願いします。

- (2) 訪問看護(予防訪問看護)計画については利用者または家族に説明し、同意をいただきます。
- (3) サービスの提供は親切丁寧に行い、わかりやすいように説明します。わからないことがあればいつでも訪問職員にお聞きください。
- (4) 職員は常に身分証明書を携行していますので、必要な場合はいつでもその場でお求めください。

7、サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問看護師

サービス提供に当っては、複数の訪問看護師が交代してサービスを提供する場合があります。

(2) 訪問看護師の交代

① 選任された訪問看護師の交代を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情、その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交代を申し出る事が出来ます。ただし、利用者から特定の訪問看護師の指名は出来ません。

② 事業者の都合により、訪問看護師を交代する事があります。訪問看護師を交代する場合は、利用者及びそのご家族等に対してサービスの利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとしします。

(3) サービスの実施時の留意事項

① 定められた内容以外の禁止

利用者は「6、サービスの内容」で、定められたサービス以外を事業者に依頼する事は出来ません。

② 備品等の使用

サービス実施の為に必要となる備品、水道、ガス、電気、電話等の費用はお客様の負担となります。

(4) サービス内容の変更

サービスの利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、利用者・ご家族と相談の上、サービス内容の変更を行います。

(5) 訪問看護師の禁止行為

訪問看護師は、利用者に対するサービスの提供にあたり、次に該当する行為は行いません。

- ① 利用者もしくはその家族等からの物品等の授受
- ② 飲酒及び喫煙
- ③ 利用者もしくはその家族等に対し、宗教活動、政治活動、営利活動
- ④ その他、利用者もしくはその家族等の行う迷惑行為

8、利用料

(1) 介護保険の適用がある場合は、料金表のサービス費の1割から3割が利用者負担金となります。ただし、介護保険の適用がない場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービス費は、全額が利用者の負担となります。

(2) 利用者は、料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとしします。

9、緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化などがあった場合は、主治医、緊急連絡先(ご家族等)、救急隊、介護支援事業者などへ連絡をします。

10、秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

11、緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き

- ・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動の制限を行いません。前述の身体拘束等を行う場合は、次の手続きにより行います。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を設置します。
 - (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。
 - (3) 当該又はご家族に説明しその他の方法がなかったか改善方法を検討します。

12、虐待の防止について

- ・事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	(管理者) 二ノ宮 順子
-------------	--------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13、衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

14、業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15、サービス内容及び個人情報取り扱い等に関する苦情・相談について

サービス内容及び個人情報取り扱い等に関する苦情・相談がある場合には下記の窓口にご連絡ください。

事業所の窓口 訪問看護ステーション よいかん春日井	電話 0568-27-6908 FAX 0568-27-6909 (平日) 午前9時～午後6時
春日井市役所 高齢介護課	電話 0568-85-6182
北名古屋市 高齢福祉課	電話 0568-22-1111 FAX 0568-26-4477
小牧市役所 介護保険課	電話 0568-76-1197 FAX 0568-76-4595
犬山市役所 高齢者支援課	電話 0568-44-0326
尾張旭市役所 長寿課	電話 0561-76-8144
瀬戸市役所 高齢者福祉課	電話 0568-88-2621
名古屋市守山区役所 福祉課	電話 052-796-4605 FAX 052-793-1451
名古屋市北区役所 福祉課	電話 052-917-6531 FAX 052-914-2100
多治見市役所 高齢福祉課	電話 0572-23-5826 FAX 0572-25-6434
可児市役所 介護保険課	電話 0574-62-1111
愛知県国民健康保険団体連合会	電話 052-971-4165

16、その他留意事項

- ①訪問看護の利用は必ず医師の指示が必要です。かかりつけ医のない場合は、ご相談に応じます。
- ②被保険者証の記載内容に変更が生じた場合、要介護認定の更新や変更を行った場合、各種の減免に関する決定などに変更が生じた場合、生活保護・公費負担医療の受給取得または喪失した場合等は、速やかに事業所に連絡してください。
- ③事業所の契約は、いつでもご希望があれば解約できます。

17、第三者評価の実施の有無

提供するサービスの第三者評価の実施はありません。

訪問看護ステーションよいかん春日井 料金表

2024年6月1日現在

1. 介護保険利用時

●基本料金(概算)

	営業時間内	単位	掛け率 (円)	基本 料金	介護保険適用時の 自己負担分
要介護者への 看護師の 訪問	① 20分未満	314	10.42	3,261	左記基本料金の1割から3割
	② 30分未満	471	10.42	4,897	
	③ 30分以上1時間未満	823	10.42	8,544	
	④ 1時間以上1時間半未満	1128	10.42	11,722	
要支援者への 看護師の 訪問	① 20分未満	303	10.42	3,146	
	② 30分未満	451	10.42	4,689	
	③ 30分以上1時間未満	794	10.42	8,252	
	④ 1時間以上1時間半未満	1090	10.42	11,326	
初回加算		300	10.42	3,126	
退院時共同指導加算		600	10.42	6,252	
緊急時訪問看護加算		574	10.42	5,981	
特別管理加算(Ⅰ)		500	10.42	5,210	
特別管理加算(Ⅱ)		250	10.42	2,605	
ターミナルケア加算		2500	10.42	26,050	
看護体制強化加算		200	10.42	2,084	
長時間訪問看護加算		300	10.42	3,126	
複数名 訪問看護(Ⅰ)	① 30分未満	254	10.42	2,646	
	② 30分以上	402	10.42	4,188	
複数名 訪問看護(Ⅱ)	① 30分未満	201	10.42	2,094	
	② 30分以上	317	10.42	3,303	

※准看護師訪問の場合は、基本料金が9割になります。

●営業時間外の場合(基本料金に対して)

早朝(午前6時～午前8時)	25%増し
夜間(午後6時～午後10時)	25%増し
深夜(午後10時～午前6時)	50%増し

※介護保険からの給付サービスを利用する場合には、基本料金の1割から3割が目安です。

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

※緊急時訪問看護加算をご契約の方は、24時間対応致します。

※上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなくケアプランに定められた目安の時間を基準とします。

※医療保険でのご利用は、疾病が限られていますので初回でご相談させていただきます。

2. 医療保険利用時

●基本料金

訪問看護基本療養費	週3日まで(1日1回につき)	5,550 円
	4日目以降(1日1回につき)	6,550 円
訪問看護管理療養費	月の初日	7,670 円
	2日以降	2,500 円

※准看護師訪問の場合は、基本料金が9割になります。

※基本料金に対して

社会保険・国民健康保険	: 1割から3割負担
他、各種医療保険	: 負担割合分
後期高齢者医療被保険	: 負担割合分
各種、公費負担医療費自給者証	: 負担なし

●病状によっては、以下の料金が加算されます。

特別管理加算	2,500 円	5,000 円
複数名訪問看護加算	4,500 円	1日に2回 9,000 円
難病等複数回訪問加算	1日に2回 4,500 円	1日に3回以上 8,000 円
退院時共同指導加算	8,000 円	
ターミナルケア療養費	25,000 円	10,000 円

●利用者のご希望により契約された場合、下記の費用が加算されます。

24時間対応体制加算	6,520 円/月
------------	-----------

3. キャンセル料

※サービス利用日の前日まで 無料

※サービス利用日の当日 通常料金を請求します。

※但し、利用者様の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

4. 交通費

※実施地域にお住まいの方の交通費は無料です。

※それ以外の地域にお住まいの方は、実施地域を越える地点から1km増すごとに100円ずつ加算

5. その他の利用料

※死後の処置 : 10,000円(税込み)